

健 発 0630 第 1 号
平成 28 年 6 月 30 日

各

都道府県知事
政 令 市 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康局長

肝炎対策の推進に関する基本的な指針の全部を改正する件について

肝炎対策基本法（平成 21 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項に基づき策定された、肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成 23 年厚生労働省告示第 160 号。以下「基本指針」という。）については、法第 9 条第 5 項において、少なくとも 5 年ごとに検討を加え、必要に応じて改正することとされている。

ついては、本日、基本指針の全部を改正したところである。改正のポイントは別添 1、改正後の基本指針は別添 2 のとおりである。

各地方公共団体におかれては、改正後の基本指針の内容について御了知のうえ、法第 4 条に規定する地方公共団体の責務にのっとり、基本指針に定めた内容を踏まえ、地域の実情に基づいた肝炎総合対策の実施に取り組むようお願いする。各都道府県においては、基本指針第 9（3）を踏まえ、管内市区町村、拠点病院をはじめとした医療関係者、肝炎患者等及びその他の関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標を設定する等、より一層の肝炎対策の推進を図られるようお願いする。

具体的な施策としては、利便性の高い肝炎ウイルス検査の実施体制の整備や、職域での検査実施の働きかけ、陽性者のフォローアップや医療費助成、関係機関と連携した肝疾患診療体制の整備、肝炎に関する普及啓発等に努められたい。また、肝炎ウイルス検査の実施や普及啓発については、市区町村等においても積極的に実施いただくため、管内市区町村、関係団体、関係機関等に対して基本指針の周知を図るようお願いする。

肝炎対策基本指針 改正のポイント

指針改正(平成28年6月30日)の主な変更点(追記、明記、強調した箇所)は以下のとおり。

項 目	改 正 の ポ イ ン ト
基本的な方向	○ 国の肝炎対策の全体的な施策目標として、 肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの罹患率を出来るだけ減少させることを指標として設定することを追記。
予防	○ B型肝炎ワクチンの定期接種の実施を図ることを追記。
肝炎検査	○ 職域での肝炎ウイルス検査 について、地方公共団体や拠点病院等と連携し、研究班の成果等も踏まえ、医療保険者、事業主等 関係者の理解を得ながら、その促進に取り組む ことを強調。
医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検査陽性者の受診勧奨、フォローアップの取組を一層推進することを強調。 ○ 肝疾患連携拠点病院は、地域の肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関として、専門医療機関やかかりつけ医と連携しつつ、良質な肝炎医療の環境を整備するよう取り組むべきことを明確化。 ○ 肝炎情報センターの基本的な役割(拠点病院等への研修、情報提供、相談支援等、必要な調査や提言等)を明確化。 ○ 心身等の負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、事業主への周知を進めるなど、肝炎患者の就労支援への取組を強化。

項 目	改 正 の ポ イ ン ト
人材育成	○ 都道府県等における、地域や職域で肝炎の普及啓発や、肝炎ウイルス検査の受検勧奨、陽性者のフォローアップ等の支援を行う 肝炎医療コーディネーターなどの人材育成の取組 を強化。
肝炎の調査研究	○ 「肝炎研究10カ年戦略」に基づく肝炎研究(B肝創薬等)を一層推進するとともに、肝炎対策を効果的に実施できるよう行政研究を進めることを明記。
医薬品の研究開発	○ 肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特にB型肝炎、肝硬変の治療に係る 医薬品の開発 等に係る研究を促進することを明記。
啓発・人権尊重	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国及び地方公共団体が連携し、関係者の協力も得ながら、効果的な普及啓発を行うことを明記。 ○ これまでの研究成果を元に、肝炎患者等に対する偏見や差別の被害の防止に向けた具体的な方策を検討し、取組を進めることを追記。
その他重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肝炎から進行した肝硬変・肝がん患者に対する更なる支援の在り方について、従前の調査研究の結果、新たな治療法の開発状況その他の医療の状況、肝炎医療費助成や重症化予防事業などの施策の実施状況等を踏まえ、検討を進めることを追記。 ○ 国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき、医療関係者、患者団体等その他の関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画、目標の設定を図るよう促すことを追記。

健発 0 4 2 5 第 4 号

平成 2 9 年 4 月 2 5 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について (通知)

肝炎医療コーディネーターの養成については、平成 20 年 3 月 31 日健発 0331001 号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」の別添 4「肝炎患者等支援対策事業実施要綱」に基づき行われている。

平成 28 年 6 月 30 日に改正された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」(平成 28 年厚生労働省告示第 278 号) 第 5 (2) イにおいて、「肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等について、国が示す考え方を踏まえ、都道府県等においてこれらを明確にした上で育成を進めることが重要である」とされたことを受けて、この度、第 19 回肝炎対策推進協議会での議論を経て、別紙のとおり「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」をとりまとめた。

各都道府県におかれては、別紙を参考の上、下記の内容を踏まえた肝炎医療コーディネーターに係る要綱等を作成し、肝炎医療コーディネーターの養成及び活用を図っていただくようお願いする。また、肝炎医療コーディネーターの役割や活動内容については、必要に応じ、管内市区町村、肝疾患診療連携拠点病院をはじめとした医療関係者、肝炎患者等の意見を聴いて、各都道府県の肝疾患診療体制の実情に応じたものとなるように工夫されたい。さらに、今後の肝炎対策や肝炎医療の進展、各都道府県における肝炎医療コーディネーターの養成や活用の状況を踏まえ、適宜見直しを行うようお願いする。

なお、肝炎医療コーディネーターの名称については、各都道府県において独自の名称を付けても差し支えないが、厚生労働省としては、肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性者等が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が円滑に行われるようにする役割を期待して、肝炎医療コーディネーターという名称としていることに留意されたい。

本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助

言であることを申し添える。

記

1. 基本的な考え方、目的等

各都道府県において、肝炎医療コーディネーターを養成し、住民の普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝炎ウイルス検査の受検、検査で陽性となった者の受診、継続的な受療とフォローアップを促進して、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、各都道府県の肝炎対策の推進に資するように、肝炎医療コーディネーターを養成及び活用する基本的な考え方や目的等を定める。

2. 基本的な役割及び活動内容

肝炎医療コーディネーターの役割として、地域や職域における肝炎への理解の浸透、肝炎患者やその家族からの相談に対する助言、行政や肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）などの相談窓口の案内、肝炎ウイルス検査の受検の勧奨、陽性者等に対する専門医療機関の受診の勧奨、医療費助成などの制度の説明などを定める。

医療機関や検診機関、保健所や市町村などの行政機関、民間企業や医療保険者などの職域の機関といった配置場所に応じた具体的な活動内容を定めることが望ましい。

また、肝炎医療コーディネーターの連携を促進する方法として交流や情報交換の機会を設けること、肝炎医療コーディネーターの活動状況を把握する方法として配置機関から定期的な報告を求めることなどを検討し、定めることが望ましい。

3. 肝炎医療コーディネーターの配置場所

肝炎医療コーディネーターの配置場所として、拠点病院及び専門医療機関その他の医療機関、保健所及び市町村、検診機関、薬局、障害福祉・介護事業所、民間の企業や団体、医療保険者、患者団体などを定める。

また、各都道府県の実情に応じて、例えば、全ての拠点病院及び専門医療機関への配置を目指す、職域の機関に重点的に配置するといった配置の方針を示すことや具体的な配置機関数や配置人数の数値目標を設定することなどを検討し、定めることが望ましい。

4. 肝炎医療コーディネーターの養成及び技能向上（スキルアップ）の方法

肝炎医療コーディネーターの養成方法として、各都道府県又は各都道府県の委託を受けた拠点病院等で研修及び試験を実施し、認定証の交付や名簿への登録を行うことなどを検討し、定める。

また、以下を参考にして、研修の内容や習得すべき知識を定める。

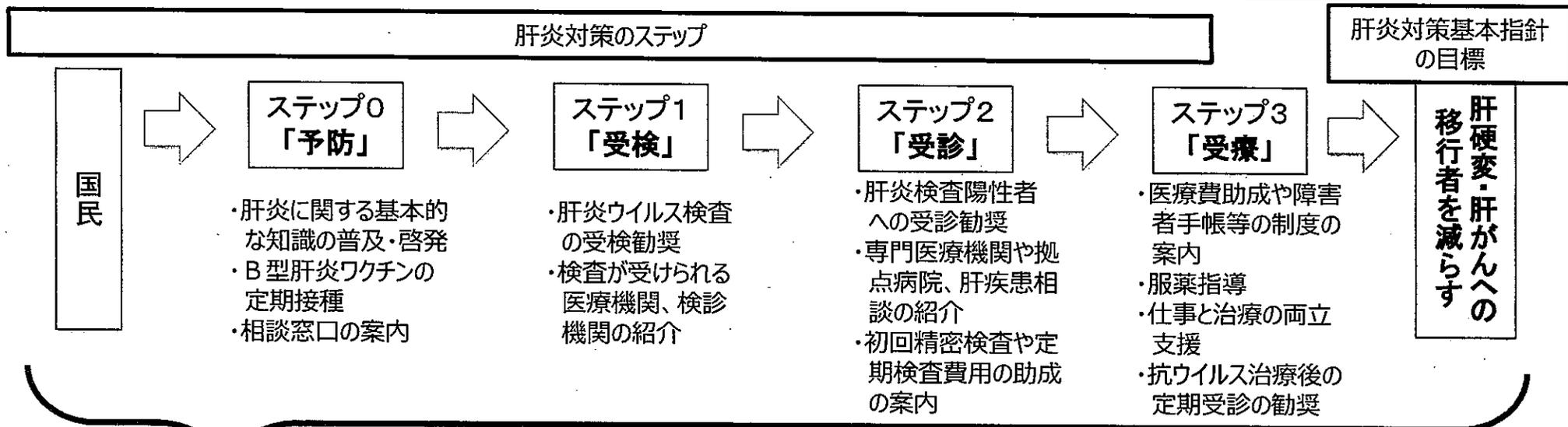
- ① 肝炎医療コーディネーターに期待される役割、心構え
- ② 肝疾患の基本的な知識
- ③ 各都道府県の肝炎対策
- ④ 地域の肝疾患診療連携体制
- ⑤ 肝炎医療コーディネーターの具体的な活動事例

さらに、肝炎医療コーディネーターの技能向上（スキルアップ）のため、研修会や情報交換会、情報提供などを行うことを検討し、定める。

5. その他

上記のほか、肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に当たって各都道府県が必要と考える事項として、例えば、肝炎医療コーディネーターの活動の周知を図ること、肝炎医療コーディネーターが配置されている機関のリストを作成して公表すること、肝炎医療コーディネーターのバッジ等を作成すること、都道府県内での関係者の協力体制の構築及び患者団体との協力などを行うことを検討し、定めることが望ましい。

肝炎医療コーディネーターについての考え方の概要



1人で全ての役割を担うのではなく、様々な領域のコーディネーターがそれぞれの強みを活かして患者（国民）をみんなでサポートし、肝炎医療が適切に促進される様に調整（コーディネート）する

肝炎医療コーディネーター

保健師



患者会
自治会等



自治体職員



職場関係者



看護師



医師



薬剤師



身近な地域や職域、あるいは病院等に配置され、それぞれが所属する領域に応じて必要とされる肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、肝炎への理解の浸透、相談に対する助言や相談窓口の案内、受検や受診の勧奨、制度の説明などを行う。他の肝炎医療コーディネーターとも協力・連携することで、肝炎の「予防」、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進されることが期待される。

さらに、身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、肝炎への理解を社会に広げる基盤が醸成されることにより肝炎患者への差別や偏見の解消に繋がることも期待される。

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

本ガイドラインは、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの治療が必要な疾病を抱える労働者に対して、事業場において適切な就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう、事業場における取組をまとめたもの。

背景・現状

- 治療技術の進歩等により、「不治の病」から「長く付き合う病気」に変化
(例：がん5年相対生存率が向上 平成5～8年53.2% → 平成15～17年58.6%)
- 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況
(例：仕事をもちながら、がんで通院している者が多数 平成22年32.5万人)
- 仕事上の理由で適切な治療を受けることができないケースがみられる
(例：糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事（学業）のため、忙しいから」が最多の24%）

➡ 疾病にり患した労働者の治療と職業生活の両立が重要な課題

- 治療と職業生活の両立に悩む事業場が少なくない
(例：従業員が私傷病になった際、企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮する事業所90%)

➡ 事業場が参考にできるガイドラインの必要性

治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備

- 労働者や管理職に対する研修等による意識啓発
- 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- 短時間の治療が定期的に繰り返される場合などに対応するため、時間単位の休暇制度、時差出勤制度などの検討・導入
- 主治医に対して業務内容等を提供するための様式や、主治医から就業上の措置等に関する意見を求めるための様式の整備
- 事業場ごとの衛生委員会等における調査審議

治療と職業生活の両立支援の進め方

① 労働者が事業者へ申出

- ・ 労働者から、主治医に対して、一定の書式を用いて自らの業務内容等を提供
- ・ それを参考に主治医が、一定の書式を用いて症状、就業の可否、時短等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した書面を作成
- ・ 労働者が、主治医に作成してもらった書面を、事業者に提出

② 事業者が産業医等の意見を聴取

- ・ 事業者は、労働者から提出された主治医からの情報を、産業医等に提供し、就業上の措置、治療に対する職場での配慮に関する意見を聴取

③ 事業者が就業上の措置等を決定・実施

- ・ 事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置（作業の転換等）、治療に対する配慮（通院時間の確保等）の内容を決定・実施

※その際には、上記の具体的な支援内容をまとめた「両立支援プラン」の作成が望ましい